

「(仮称)四日市市における観光及びシティプロモーションの推進を通じた地域の魅力の創造及び発信に関する条例(案)」に対するパブリックコメント(意見募集)の結果について

「(仮称)四日市市における観光及びシティプロモーションの推進を通じた地域の魅力の創造及び発信に関する条例(案)」に対する意見募集を行った結果は次の通りです。多数の貴重なご意見をいただき、ありがとうございました。

意見募集期間:平成27年12月25日(金)～平成28年1月25日(月)

意見提出者数:2名

意見提出件数:5件

No.	意見の内容	市の考え方
1	平成23年に観光元年として四日市が観光に力を入れ、観光大使ができたり、こにゅどうくん、四日市とんてき協会さんの活躍、コンビナート夜景クルーズが人気だったりと、行政・企業・市民が四日市のイメージ向上に頑張っていると思います。	本条例では、市は市民等と連携し、多様な手段を効果的に活用し、国内外に向け、地域の魅力に関する情報の積極的な発信に努めるものとしており、今後さらに本市の都市イメージの向上に努めていきたいと考えております。
2	四日市市は、他県からも利便のある地理的位置にあり、四日市コンビナートの夜景は綺麗で、水沢もみじ谷、茶畑、桜の名所等々、素敵なところはたくさんありますが、全国にアピールしきれないと思います。	
3	条例案は、行政と企業だけに関する条例だと思っていましたが、条例案の第5条や第13条のように、市民にも協力してもらおうという条例案になっていることが凄く良いことだと思いました。 市民にも関わりをもってもらうことで四日市への愛着も高まると思います。ですので、この条例の想いがしっかりと市民に届くことを期待しています。	ご意見のとおり、本条例では、第5条で「市民の役割」、第13条で「市民の誇りともてなしの心の醸成」を定めています。 より多くの市民の皆さんに関心を持ってもらえるよう、条例の周知に努めてまいります。

4	<p>観光大使について何も触れられていないと思います。観光大使によるシティプロモーションは、効果が期待できます。観光大使設置条例で触れられているかわかりませんが、この条例の中に観光大使に関しての記述があるといいのでは？と感じました。</p>	<p>四日市市観光大使については、「四日市市観光大使設置条例」に基づき活用していきたいと考えております。 本条例では、四日市市観光大使も情報発信の手段の1つと考えており、効果的な活用に努めてまいります。</p>
5	<p>四日市は観光というより、どうしても産業、工業という方がイメージ強いので、物産展を、ご当地キャラさんを交えての大きな規模で開催してほしいです。 市マスコットキャラクター「こにゅうどうくん」が、全国へ行き四日市の魅力をアピールし、そして知名度も上がってきているので、この機会を有効に使えたら素敵だと思います。</p>	<p>ご意見を参考に、条例に基づき必要な施策を講じるよう努めていきたいと考えております。</p>